

レーザー歯科医療における 保険収載の潮流と安全性について

川口市開業 日本レーザー歯学会 専門医 指導医 篠木 毅

1960年初頭より、レーザーが歯科に
応用されるようになってきた。初期に
おいてはNd：YAGレーザーや炭酸ガ
スレーザーが主として臨床応用され、
1965年頃より半導体レーザーあるいは
Er：YAGレーザーも使用されるよう
になった。

ところが、診療の現場では自費か
サービスとしてしか使用されておらず、
爾来レーザー照射療法の保険収載は多
くの先生の積年の願いであった。

歯科用レーザーにおいて、最初に保
険導入されたのはEr：YAGレーザーと
炭酸ガスレーザー（機器は限定）であり、
照射対象は歯の硬組織であった。

アーウィンの歯科診療報酬点数につ
いては、う蝕歯無痛の窩洞形成加算が
2008年当初20点であったのが2010年
に40点に増点となり、また、Fopおよび
GTR1次手術時歯根面レーザー応用加
算が同じく40点（2010年）から60点
（2012年）に増点され現在に至ってい

る。

レーザー照射医療に関する医療技術
提案書を申請し始めた頃より、Er：YAG
レーザーだけでなく他波長での応用や、
ダイアグノ dent などについても保険
収載に向け学会のなかでは討論されて
いた。また、歯の硬組織だけでなく口
腔の軟組織を対象としたレーザー照射
についても鋭意検討されていた。

現実には厳しい状況が10年近く続い
たが、地道な科学的根拠の収集と日本

参考資料

レーザー応用による再発性アフタ性口内
炎治療に関する基本的な考え方

(平成 30 年 3 月 日本歯科医学会)

<http://www.jads.jp/basic/pdf/document-180328-04.pdf>

レーザー機器加算 1 (50 点)

- ・(J008 の 1) 歯肉、歯槽部腫瘍手術（エプーリスを含む）の
軟組織に局限するもの・・・600 点
- ・(J009 の 1) 浮動歯肉切除術の 3 分の 1 顎程度・・・400 点
- ・(J009 の 2) // の 2 分の 1 顎程度・・・800 点
- ・(J017 の 1) 舌腫瘍摘出術の粘液嚢胞摘出術・・・1220 点
- ・(J019 の 21) 口蓋腫瘍摘出術の口蓋粘膜に局限するもの・・・520 点
- ・(J027) 頬、口唇、舌小帯形成術・・・560 点
- ・(J030) 口唇腫瘍摘出術の粘液嚢胞摘出術・・・910 点
- ・(J033) 頬腫瘍摘出術の粘液嚢胞摘出術・・・910 点
- ・(J051) がま腫切開術・・・820 点

に掲げる手術に当たって、
レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

レーザー機器加算 2 (100 点)

- ・(J008 の 2) 歯肉、歯槽部腫瘍手術（エプーリスを含む）
の硬組織に局限するもの・・・1300 点
- ・(J009 の 3) 浮動歯肉切除術の全顎・・・1600 点
- ・(J017 の 2) 舌腫瘍摘出術のその他のもの・・・2940 点

に掲げる手術に当たって、
レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

レーザー機器加算 3 (200 点)

- ・(J015) 口腔底腫瘍摘出術・・・6800 点
- ・(J019 の 2) 口蓋腫瘍摘出術の口蓋骨に及ぶもの・・・8050 点
- ・(J020) 口蓋混合腫瘍摘出術・・・5600 点
- ・(J030 の 2) 口唇腫瘍摘出術のその他のもの・・・3050 点
- ・(J033 の 2) 頬腫瘍摘出術のその他のもの・・・4380 点
- ・(J034) 粘膜腫瘍摘出術・・・4460 点
- ・(J052) がま腫摘出術・・・5950 点
- ・(J054) 舌下腺腫瘍摘出術・・・5990 点

に掲げる手術に当たって、
レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

レーザー歯学会が日本歯科医学会専門分科会に昇格したことなどが契機となり、日本レーザー歯学会・日本歯科医師会・日本歯科医学会・厚生労働省における3月末のギリギリまで折衝の末、Er：YAGレーザーをはじめ、CO₂レーザー、半導体レーザーおよびNd：YAGレーザーいずれかをを用いた口腔粘膜処置(再発性アフタ性口内炎レーザー処置)、口腔軟組織手術のレーザー機器加算、ならびに血管腫のレーザー治療

が新規に保険収載された。

そこで今度の課題は、いかにレーザーを安全に使用できるか、どのようにすれば国民に対し安全安心のレーザー歯科医療が担保できるかという点である。当初は施設基準に、レーザーに関連する日本歯科医学会あるいは日本医学会主催の安全講習会を受けることが必須であるという流れであったが、歯科医師の自発的な自己研鑽を信じてという有り難かつ名誉なご高配によ

り安全教育研修の修得が望ましいということになった。

日本レーザー歯学会においては、本年度は4回ほどの安全講習会を行う予定である。先生方におかれましては、是非本講習会を受講されることをお勧めします。

次号において、今回の保険加算に沿ったEr：YAGレーザーの臨床を大阪府で開業の山本敦彦先生に執筆いただく予定です。

施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に当該療養に関する研修を受けた歯科医師が配置されていること。
- (2) 当該療養を行うにつき十分な機器を有していること。

レーザー機器の使用にあたっては、レーザー照射療法に関連する安全教育研修（日本歯科医学会ならびに日本医学会加入の関連学会主催の講習会等）の修得が望ましい。

「レーザー応用による再発性アフタ性口内炎治療に関する基本的な考え方（日本歯科医学会）」は一般歯科医師には目に触れにくいものです。施設基準に「当該医療機関内に当該療養に関する研修を受けた歯科医師が配置されていること。」が入らなかったため、日本歯科医師会は全国展開の研修事業は組まないでしょう。そのため「レーザー機器の使用にあたっては、レーザー照射療法に関連する安全教育研修（日本歯科医学会ならびに日本医学会加入の関連学会主催の講習会等）の修得が望ましい。」とありますが、施設基準から研修がはずれたため一般参加者を募るのは難しい状況ではあります。しかし、レーザー治療が保険収載され日本歯科医学会より受講の必要性が支持されているのであれば安全照射と症例における各レーザーの照射方法の指導を行うのは当学会の使命であることに間違いありません。

口腔粘膜血管凝固術・・・2000点

- ・ 口腔外科の専門医が対象となる
- ・ 主に病院での手術が対象（点数は医科のコピペ）
- ・ KTPレーザー Nd：YAGレーザー 色素レーザー